

国宝瑠璃光寺五重塔改修に伴う観光コンテンツ制作業務仕様書

1. 業務名

国宝瑠璃光寺五重塔改修に伴う観光コンテンツ制作業務

2. 目的

国宝瑠璃光寺五重塔の約70年ぶりの檜皮葺屋根の全面改修の機会を活かし、瑠璃光寺五重塔が持つ歴史的な価値を市内外に発信し、観光地としての認知度及び魅力度の向上を図り、瑠璃光寺五重塔が在る香山公園への更なる観光誘客を促進することを目的とする。

3. 委託契約金額の上限

30,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

4. 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5. 業務内容

本事業の目的を達成するため、受託者は委託者と十分に協議のうえ、本仕様書の要件を満たすコンテンツを制作する。業務実施にあたっては、業務計画の作成、各種調査、取材などの準備段階から、コンテンツの企画運営に係る一切を業務範囲とする。

基本的な業務内容は（1）～（5）のとおりとするが、本事業の目的に沿った事業効果を一層高められるよう、独自提案等も含めながら、創意工夫の上実施すること。

（1）空間演出コンテンツの制作

ア 国宝瑠璃光寺五重塔檜皮葺屋根の全面改修工事期間中に、本市唯一の国宝であり、観光のシンボルでもある瑠璃光寺五重塔の価値と認知度を高め、香山公園への観光誘客を促す香山公園内での空間演出コンテンツを提案し実行すること。

イ 空間演出コンテンツは、瑠璃光寺五重塔を建立し、本市の歴史を語る上で欠かすことのできない「大内氏」に関連した内容を含めること。

ウ 業務期間中観光誘客効果が見込めるものであれば、香山公園内における空間演出コンテンツは、映像演出、工作物の設置、アートの展示等の内容は問わないものとし、イベント等含めた複合的なコンテンツの提案も可とする。なお、瑠璃光寺五重塔改修工事における仮囲いを活用することも可とする。

エ 空間演出を実施するにあたり、香山公園内の通路や植栽への加工や撤去を行う場合には、原状復旧を業務期間内に行うものとし、原状復旧に関わる費用は委託料に含

めること。ただし、委託者の判断により原状復旧を要さないとした場合には、この限りではない。また、香山公園内で掘削を伴う場合には、山口市教育委員会事務局文化財保護課及び山口市都市整備部都市整備課に事前協議をすること。

(2) 瑠璃光寺五重塔改修工事に係る覆屋外壁シートデザインの制作

ア 瑠璃光寺五重塔改修工事に係る覆屋外壁シートについてデザイン加工を行うこと。

覆屋正面の一面のみ使用し、面積は【参考資料】覆屋外壁正面図案を参考にすること。

イ 加工するシートは防炎Ⅰ類メッシュシート（引張強さ（kgf/3cm）170以上）を使用すること。また、透明パネルの設置も可とするが、設置幅は約2.5メートルの幅でのみ可能とし、頂上部分については設置不可とする。

ウ 覆屋外壁シートの加工については、スプレーによる加工を基本とし、その他の方法で加工を実施する場合は、委託者及び瑠璃光寺五重塔改修工事業者並びに設計監理者の了承を得た上で実施すること。

エ シートについては、瑠璃光寺五重塔檜皮葺屋根改修工事期間中は継続して設置することを考慮し、デザインを行うこと。

オ 加工後の工事用足場を覆うシート及び透明パネルについては7月31日までは納品を完了することを条件とし、シートの購入からデザイン加工まで委託料に含めるものとする。

(3) 広報に係る業務

ア 瑠璃光寺五重塔の歴史的価値を広め、観光誘客を促進させるため本市観光情報ホームページである「西の京やまぐち」や本市SNS「山ちよる」を利用した広報・情報発信戦略を提案し、「西の京やまぐち」の運営を委託している山口観光コンベンション協会と協力し、情報発信を行うこと。

イ 「西の京やまぐち」以外にも、ポスター、チラシ、SNS、メディアなどの各種広報媒体を用いた有効な広報を提案し情報発信を行うこと。

ウ 広報に関しては外国人観光客を意識し、必要に応じて日本語、英語、スペイン語、簡体字、繁体字、韓国語で作成すること。

(4) 関係者との調整

本事業に係るコンテンツの実施については、改修工事を所管する山口市教育委員会事務局文化財保護課及び香山公園を所管する山口市都市整備部都市整備課、瑠璃光寺五重塔改修工事業者並びに設計監理者、五重塔の所有者である瑠璃光寺との調整を行うこと。

(5) その他

- ア 各種コンテンツの制作にあたっては、完成までに本市担当者及び関係者に対して2回以上の報告を行い、承認を得ること。報告については関係者の日程調整、会議招集、会議のファシリテーションを含め受託者で実施すること。
- イ 国宝瑠璃光寺五重塔檜皮葺屋根の全面改修工事に支障のない範囲で行うこと。
- ウ 業務実施にあたり、十分な人員を配置し、来場者等の安全確保を図ること。
- エ 災害防止等のため必要がある場合には臨機の措置を講じること。
- オ 【参考資料】国宝瑠璃光寺五重塔保存修理工事工程表、工事区域図、覆屋外壁正面図案を参考として各種コンテンツを企画すること。

6. 委託経費に関する留意事項

対象経費は、本業務に係る企画から運営までの事業実施に必要な経費とする。なお、香山公園内の道路や植栽等を変形させる場合には、原状復旧の費用についても経費に含めるものとする。

7. 納入する成果品等

(1) 業務内容に関する報告書

実施概要や事業の写真記録、制作物データ等を報告すること。なお、可能な限り来場者数やコンテンツの利用者数についてカウントし数値を報告すること。

(2) 広報に関わる業務で作成したプロモーションに関わるデータ

紙及び電子データ（CD-ROM）に記録し納品すること。

8. 成果の帰属及び秘密の保持

(1) 成果の帰属

ア 本業務により得られた成果品等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）は、受託者から本市に移転するものとする。なお、受託者から本市への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

イ 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ本市に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担責任は、全て受託者が負担するものとする。

ウ その他疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務委託に関し、本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本委託業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本委託業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、本市個人情報等取扱特記事項を遵守すること。

9. 再委託の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を受けた場合は、この限りではない。

10. その他留意事項

- (1) 本業務を円滑に実施するため、本市と受託者は十分な協議を行うものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (3) 業務完了後、成果品に不備があった場合は、本市の指示により受託者の負担において直ちにその不備を修正するものとする。
- (4) 本事業を継続することが有益と判断した場合には、予算の範囲内で事業の一部又は全部を翌年度も契約する場合があります。その際には、委託者及び受託者で協議のうえ令和5年度の事業のうち、実施不要となる原状復旧にかかる費用等の契約金額を含めて契約内容を見直すものとする。